

（注意）表中の㊦は障害者、㊧は障害児であり、利用できるサービスにマークがあります。

介護給付

サービス種類	サービス内容及び利用要件
居宅介護・身体介護 ㊦・㊧	【内容】入浴、排泄、食事の介護等を行う。 【要件】①障害支援区分が区分1以上 ②①に相当する支援の度合いの障害児
居宅介護・家事援助 ㊦・㊧	【内容】調理、掃除、洗濯、買い物等の家事の援助を行う。 【要件】①障害支援区分が区分1以上 ②①に相当する支援の度合いの障害児
通院等介助 （身体介護を伴わない） ㊦・㊧	【内容】ひとりで通院等をするのが困難な方の介助を行う。 【要件】①障害支援区分が区分1以上 ②①に相当する支援の度合いの障害児
通院等介助 （身体介護を伴う） ㊦・㊧	【内容】トイレ介助、車椅子の介助など通院等の外出に直接関連する身体介護を行う。 【要件】①障害支援区分が区分2以上で以下の項目においていずれか一つに該当する方 歩行：「全面的な支援が必要」 移乗：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」、又は「全面的な支援が必要」 移動：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」、又は「全面的な支援が必要」 排尿：「部分的な支援が必要」、又は「全面的な支援が必要」 排便：「部分的な支援が必要」、又は「全面的な支援が必要」 ②①に相当する支援の度合いの障害児
通院等乗降介助	【内容】ヘルパーが自ら運転する車両への乗車又は降車の介助、乗車前若しくは降車後の屋外における移動等の介

③・④	助、通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行う。
	【要件】①障害支援区分が区分1以上 ②①に相当する支援の度合いの障害児
重度訪問介護	【内容】重度の肢体不自由の方または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方につき、居宅において入浴、排泄、食事等の介護、外出時の移動支援等を総合的に行うとともに病院、診療所、助産所等に入院又は入所している方の意思疎通支援その他必要な支援を行う。
③	【要件】①障害支援区分が区分4以上の方（病院等に入院、又は入所中に利用する場合は区分6であって、入院、又は入所前から重度訪問介護を利用していた方）で次の（1）及び（2）のいずれにも該当する方 （1）2肢以上に麻痺等があること （2）障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 ②障害支援区分の認定調査項目のうち『行動援護調査項目等（12項目）の合計点数が10点以上であること
同行援護	【内容】視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する方に、移動に必要な情報提供（外出先での代筆・代読を含む）、移動の介助等の外出支援を行う。
③・④	【要件】①視覚障がいにより著しく移動に困難を伴う方で、『同行援護アセスメント票』の項目中「視力障害」、「視野障害」、「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ「移動障害」の点数が1点以上の方 ②①に相当する支援の度合いの障害児
行動援護	【内容】障害者等が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行う。

③・④	【要件】①障害支援区分が区分３以上の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有する方で、支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が１０点以上の方 ②①に相当する支援の度合いの障害児
重度障害者等包括支援 ③・④	【内容】常時介護を要する障害者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び自立生活訓練を包括的に提供する。 【要件】①障害支援区分が区分６で、意思疎通に著しく困難を伴い、常時介護を要する方のうち、以下のいずれかに該当する方 （１）重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にあり次のいずれかに該当する障害者 ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ・最重度の知的障害者 （２）障害支援区分の認定調査項目のうち『行動援護調査項目等』（１２項目）の合計点数が１０点以上の方 ②①に相当する支援の度合いの障害児
短期入所 ③・④	【内容】居宅において、その介護を行う方の疾病その他の理由により、施設等への短期の入所を必要とする方への、入所による入浴、排泄及び食事その他必要な支援を行う。 【要件】①障害支援区分が区分１以上 ②児童の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する児童
施設入所支援	【内容】施設に入所する障害者に、主として夜間に、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。

㊦	【要件】①生活介護を受けている方で、障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の方 ②自立訓練又は就労移行支援を受けている方で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方
生活介護 ㊦	【内容】日中に施設で入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の支援、創作活動等の機会の提供、身体能力、生活能力の維持・向上を図る。 【要件】常時、介護を必要とする障害者で、障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上の方 50歳以上の方は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上の方
療養介護 ㊦	【内容】病院等への長期入院により医療的ケアに加え、食事、入浴、排泄等の介護を提供する。 【要件】①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等、気管切開を伴う人工呼吸器利用の方で、障害支援区分が区分6の方 ②筋ジストロフィー患者、又は重症心身障害の方で、障害支援区分が区分5以上の方